

令和8年8月スタート 負担限度額認定証の様式が変わります



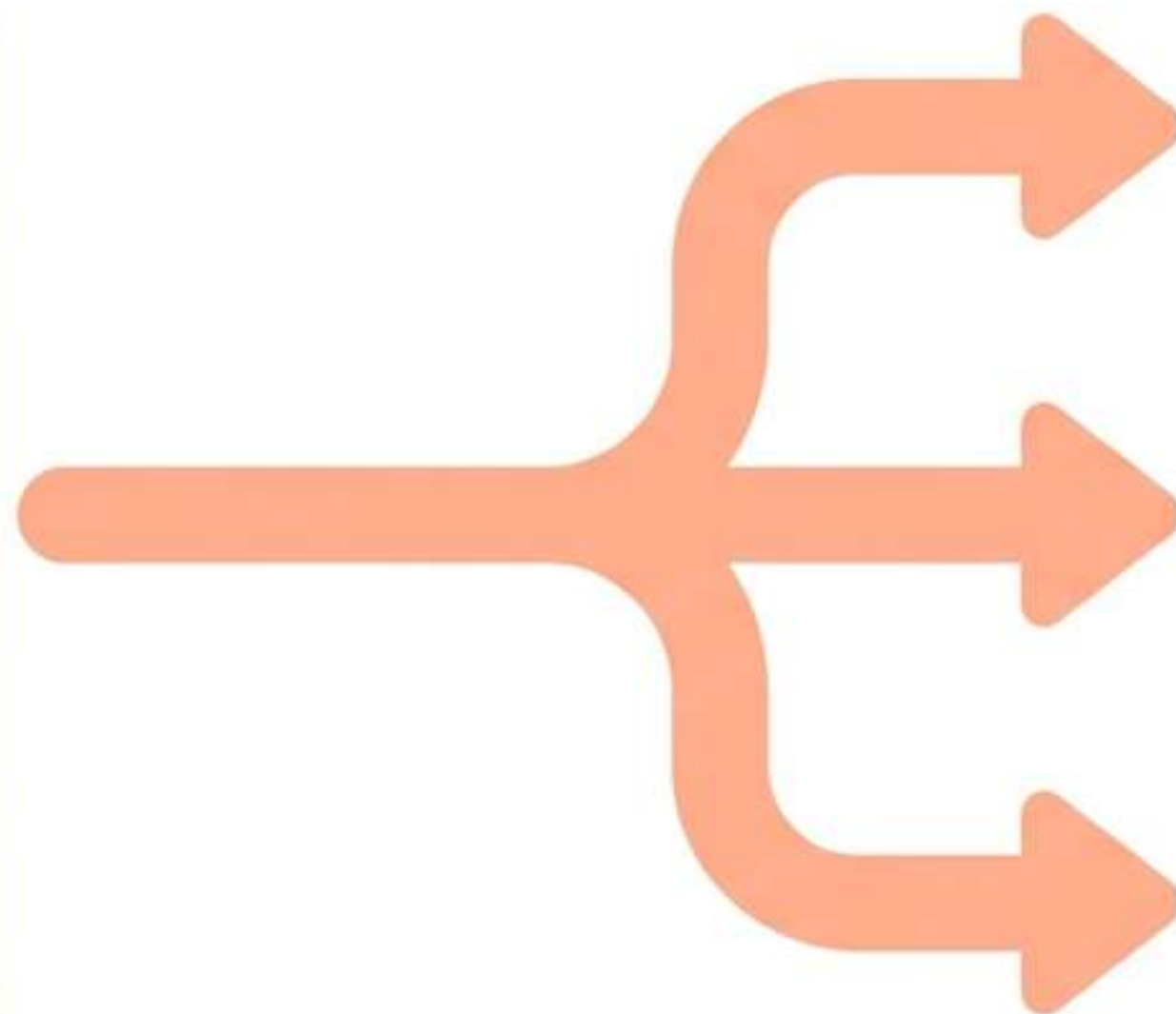
介護保険施設等における居住費・滞在費の
表記に関する重要なお知らせ

最も重要な変更点：「多床室」の表記が3つに分かれます

これまでの様式

多床室

Splitter Diagram



新しい様式

多床室Ⅰ

多床室Ⅱ

多床室Ⅲ

居住費の負担限度額が類型ごとに異なるため、認定証の表記も細分化されます。

なぜ変わるの？負担の公平性を保つためです



**背景: 社会保障審議会の
意見に基づく見直し**

**目的: 負担能力に応じた、
より公平な負担のお願い**

**結果: 施設類型ごとの
負担限度額の違いを、
認定証に正確に反映**

新しい3つの「多床室」カテゴリ

多床室Ⅰ



(特養等)

多床室Ⅱ



(老健・
医療院)

多床室Ⅲ



(老健・
医療院等)

実際の認定証（様式）の変更箇所

Before

| | | 居住費又は滞在費の負担限度額 | 食費の負担限度額 |
|-----|------------------|----------------|----------|
| 居住費 | 多床室Ⅰ | | 円 |
| | 多床室Ⅱ (老健・医療院) | | 円 |
| | 多床室 | | 円 |
| | その他の税 | | 円 |

After

| | | 居住費又は滞在費の負担限度額 | 食費の負担限度額 |
|-------------------|--|----------------|----------|
| 多床室Ⅰ (特養等) | | 円 | 円 |
| 多床室Ⅱ (老健・医療院) | | 円 | 円 |
| 多床室Ⅲ (老健・医療院等) | | 円 | 円 |

金額を記入する欄が、施設類型に合わせて3行に増えます。

現在お持ちの認定証は、そのまま使えます



【経過措置】

令和8年8月1日以前に
発行された

「旧様式」の認定証は、
施行後も引き続き有効な
書類としてみなされます。

再発行の必要はありません。

古い様式の白紙も、手書き修正で使えます



| | | |
|----------------|-------------|---|
| | | 円 |
| 居住費又は滞在費の負担限度額 | | 円 |
| 食費の負担限度額 | | 円 |
| | | 円 |
| 多床室 | 多床室I・II・III | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



【経過措置】

手元に残っている旧様式の(白紙)は、
当分の間、必要箇所を取り繕って
(手書き等で修正して)
使用することが認められています。

確認しておきたい3つのポイント



【時期】 令和8年8月1日からスタート。



**【変更】 「多床室」の限度額枠が3つの
類型（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に分かれる。**



**【対応】 今ある認定証も、古い用紙も、
そのまま（または修正して）使える。**